

教員養成セミナー2022年6月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
パワーアップノート

◆第9回◆教育法規3
教職員に関する法規①

講師：植竹 丘（共栄大学）

地方公務員の服務

職務上の義務	身分上の義務
服務の宣誓（地公法31）	信用失墜行為の禁止（地公法33）
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法32）	秘密を守る義務（地公法34）
職務に専念する義務（地公法35）	政治的行為の制限（地公法36）
	争議行為等の禁止（地公法37）
	営利企業等への従事制限（地公法38）

教育公務員に対する特例

- ▶ 研修にかかる職務専念義務免除（教特法第22条第2項）
- ▶ 政治的行為の制限（教特法第18条第1項）
 - 国家公務員並
- ▶ 条件附任用（教特法12条）
 - 六月→一年
- ▶ 兼業
 - 「教育に関する他の職」

1 服務に関する法規（岩手県 2022年度）

次の(1)～(5)の文は、「教育公務員特例法」、「地方公務員法」の条文の一部です。内容が正しいものには○印、正しくないものには×印を書きなさい。

(1)（教育公務員特例法第14条）

公立学校の校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満2年とする。ただし、任命権者は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、その休職の期間を満3年まで延長することができる。

(2)（教育公務員特例法第17条）

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

(3)（地方公務員法30条）

すべて職員は、全体の奉仕者として地方の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(4)（地方公務員法第33条）

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の信用失墜となるような行為をしてはならない。

(5)（地方公務員法第34条）

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。但し、その職を退いた後はこの限りではない。

2 教育公務員の服務（東京都 2022年度）

公立学校の教育公務員の服務に関する記述として、法令に照らして適切なものは、次の①～⑤のうちのどれか。

- ① 教育公務員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- ② 教育公務員は、法令による証人、鑑定人等となる場合においては、退職後であれば、任命権者の許可を受けることなく、職務上の秘密に属する事項を公表することができる。
- ③ 教育公務員は、政党その他の政治的団体の結成に関与することはできるが、これらの団体の役員になることはできない。
- ④ 教育公務員は、当該教育公務員の属する地方公共団体の区域外であれば、公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすることができる。
- ⑤ 常勤の教育公務員は、勤務時間外であれば、任命権者の許可を受けることなく、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することができる。

秘密を守る義務（守秘義務）

- ▶ 地方公務員法第34条
- ▶ 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- ▶ 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（略）の許可を受けなければならない。
- ▶ 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

- ▶ 地方公務員法第32条
- ▶ 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、**上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。**

教員養成セミナー2022年6月号
動画講義

12ヵ月完成
教職・一般教養
パワーアップノート

◆第9回◆教育法規3
教職員に関する法規②

講師：植竹 丘（共栄大学）

1 教育公務員の研修（東京都 2021年度）

教育公務員の研修に関する記述として、法令に照らして適切なものは、次の①～⑤のうちのどれか。

- ① 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない、教員は、授業に支障のない夏季、冬季、春季休業日に限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- ② 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童等に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修を実施しなければならない。
- ③ 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、教諭等に対して、その採用の日から6か月間、教諭等の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を実施しなければならない、臨時的に任用された者に対しては、その採用期間に応じて同様の研修を実施しなければならない。
- ④ 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、初任者研修を受ける者の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭又は教諭のうちから、指導教員を命じるものとするが、講師に指導教員を命じることはできない。
- ⑤ 県費負担教職員の研修については、区市町村教育委員会が実施しなければならないため、公立の小学校等の教諭等の任命権者である都道府県教育委員会が県費負担教職員の研修を行うことはない。

2 教育公務員の研修（鳥取県 2022年度）

次の条文は、教育公務員特例法第22条の条文である。（ ① ）～（ ④ ）にあてはまる語句の組み合わせとして正しいものを、下のア～オの中から一つ選びなさい。

第22条 教育公務員には、（ ① ）を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、（ ② ）に支障のない限り、（ ③ ）の承認を受けて、勤務場所を離れて（ ① ）を行うことができる。

3 教育公務員は、（ ④ ）の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる（ ① ）を受けることができる。

ア ①学修 ②授業 ③本属長 ④任命権者

イ ①学修 ②活動 ③教育長 ④学校長

ウ ①研修 ②授業 ③本属長 ④任命権者

エ ①研修 ②活動 ③教育長 ④学校長

オ ①研修 ②授業 ③本属長 ④学校長

教員・教育公務員の研修

不定期の研修	法定研修 → 任命権者 に実施義務
①短期の研修 (教特法第22条第2項)	③初任者研修 (教特法第23条)
②「長期にわたる研修」 (教特法第22条第3項)	④中堅教諭等資質向上研修 (教特法第24条)
	⑤指導改善研修 (教特法第25条)

初任者研修

- ▶ 教育公務員特例法第23条
- ▶ 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。
- ▶ 2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（略）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。
- ▶ 3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

4 公立学校の教員の免許（東京都 2022年度）

公立学校の教員の免許に関する次の記述ア～エのうち、法令に照らして正しいものを選んで組合せとして適切なものは、下の①～⑤のうちのどれか。

ア 免許状には、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する普通免許状と、全ての都道府県において効力を有する特別免許状がある。

イ 平成21年4月1日以降に初めて授与された普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日まで効力を有する。

ウ 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、文部科学大臣の認定を受けて行い、免許状更新講習の時間は、30時間以上とする。

エ 免許状を有する者が、公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けた場合には、その免許状はその効力を失う。

- ①ア・イ ②ア・ウ ③ア・エ ④イ・エ ⑤ウ・エ

免許状の有効な時間と空間

免許状の種類	有効な時間	有効な空間
普通免許状	授与の翌日から10年 →2023年度から有効 期限廃止の予定	すべての都道府県
特別免許状		授与された都道府県のみ
臨時免許状	授与された時から3年	